

電子処方箋マニュアル

第1版 2024年3月

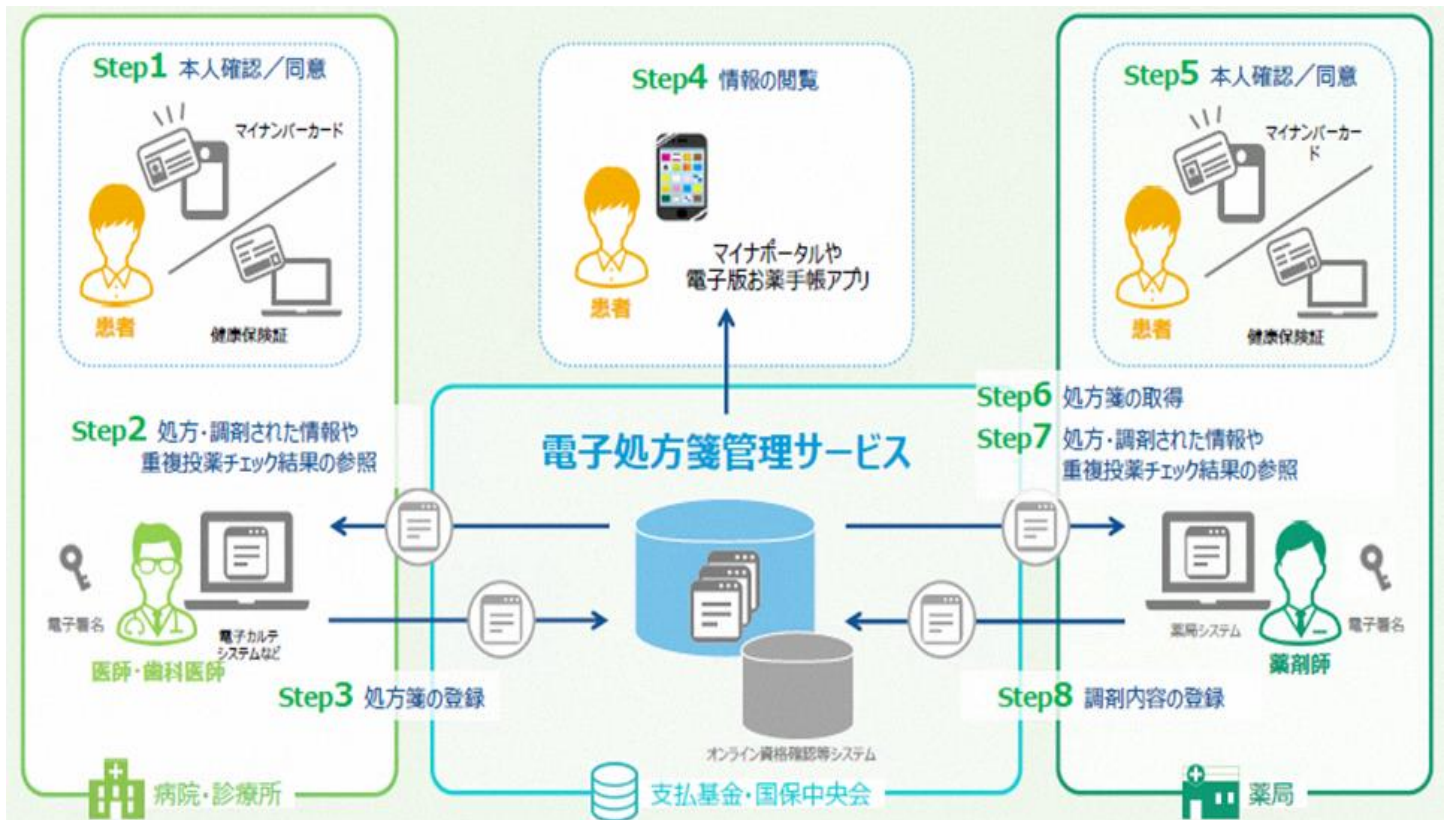
加古川中央市民病院院

電子処方箋とは、

オンライン資格確認等システムを基盤とした「電子処方箋管理サービス」を通して、医師・歯科医師、薬剤師間で処方箋をやり取りする仕組みであるほか、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬等チェックが行えるものです。

* 電子処方箋管理サービスとは

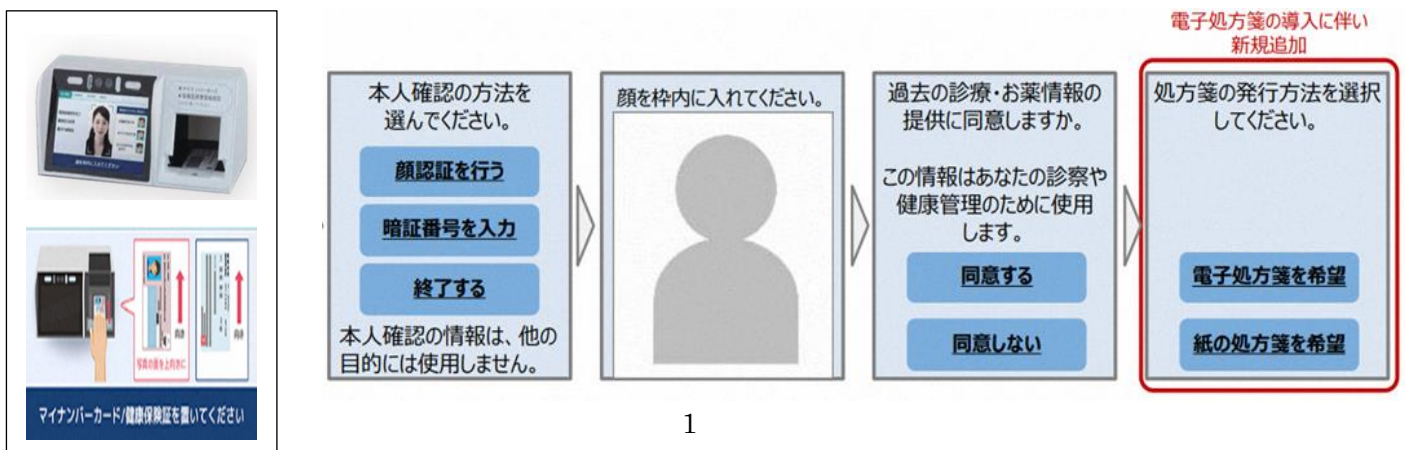
国民健康保険中央会(国保中央会)と社会保険診療報酬支払基金(支払基金)が共同し、オンライン資格確認等システムを基礎として、これまで紙で行っていた処方箋のやり取りをオンラインで電子的に行うサービス



電子処方箋受付の流れ

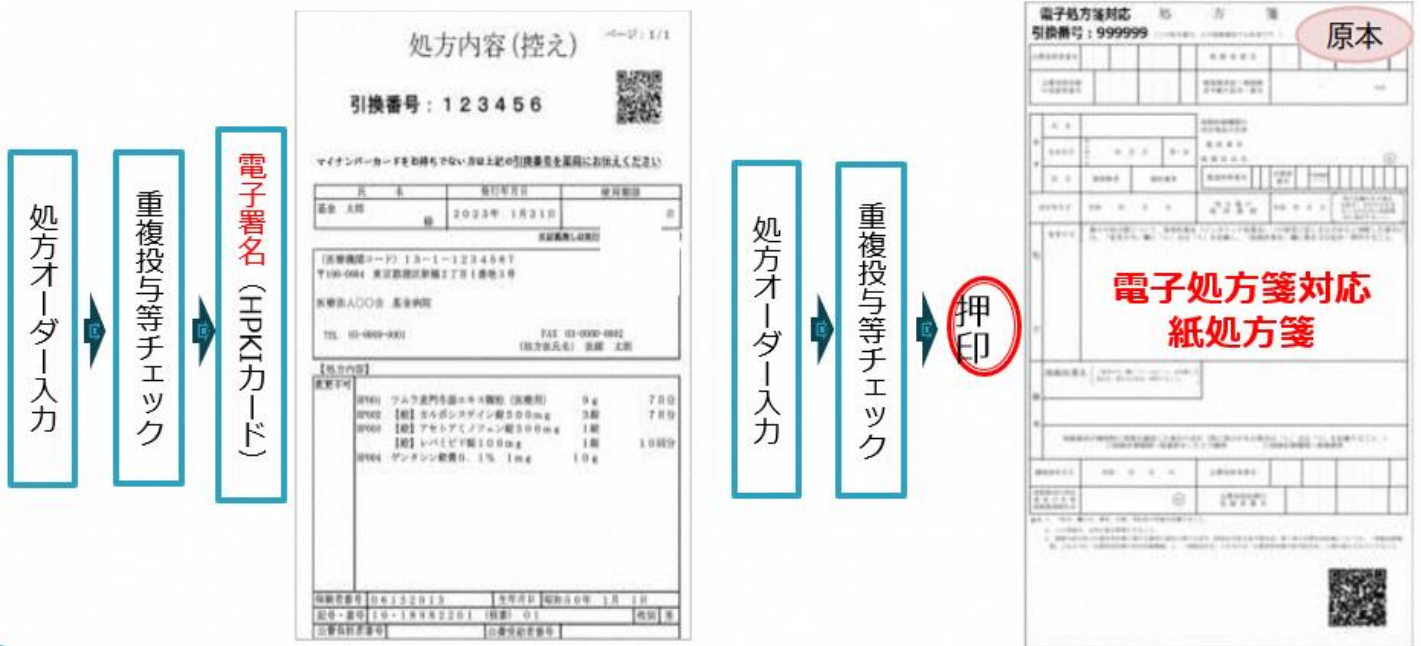
マイナンバーカードにより受付時に電子処方箋を希望する。

又はマイナンバーカードをお持ちでない患者はブロック受付で電子処方箋を希望する。

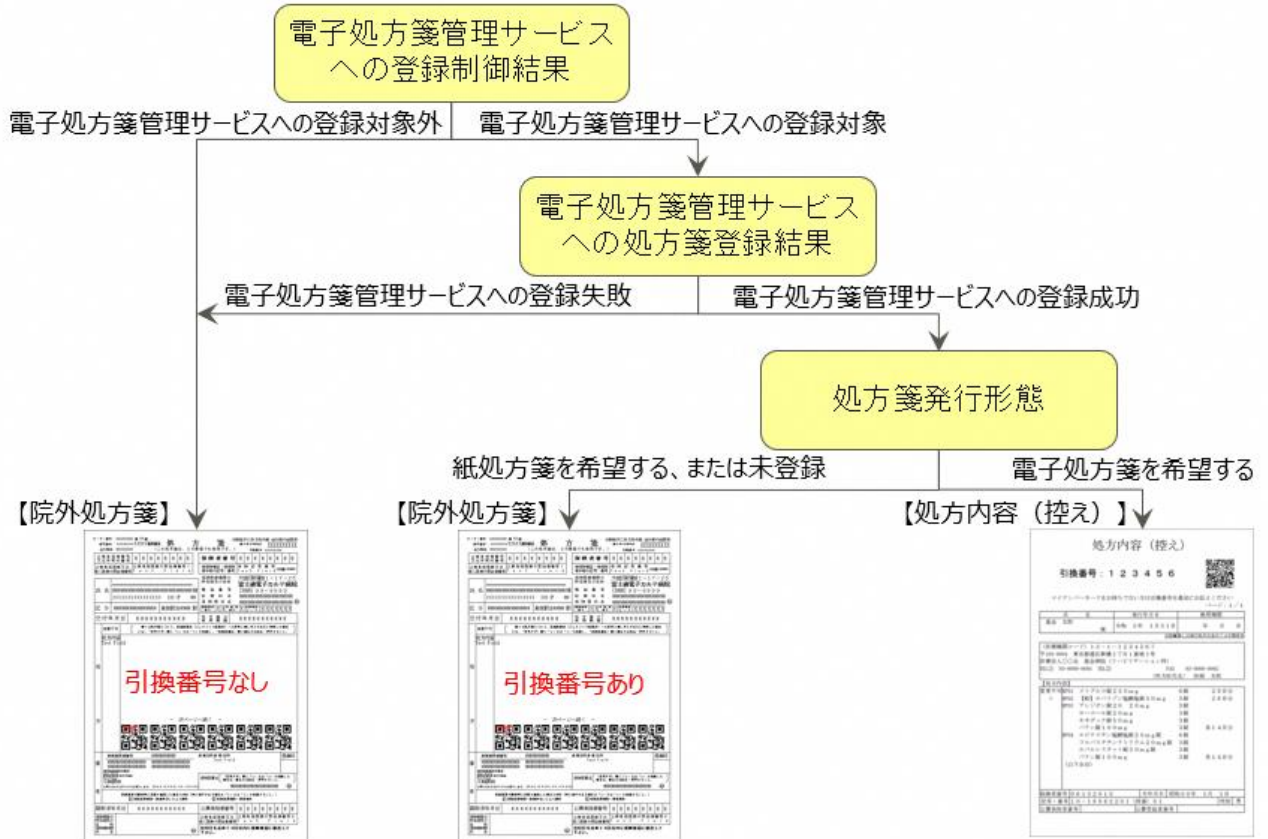


電子処方箋を希望した場合

紙の処方箋を希望した場合



院外処方箋および処方内容（控え）が印刷されるパターンは以下のようになっています。



電子処方箋で以下の場合には疑義照会にて対応する。

1. 処方内容について
2. マイナンバーカード以外で受付した患者が処方内容(控え)を紛失した場合
マイナンバーカードで受付した場合はカードの提示で対応する。
3. 電子処方箋(処方内容(控え))を電子処方箋非対応の薬局へ持参し対応出来なかった場合
紙処方箋を発行後、FAXにて紙処方箋と疑義照会票を送信する。(原本は後日郵送する。)
尚、FAX送信時には個人情報には十分配慮すること。
4. 電子処方箋管理サービスの障害に起因し、薬局が電子処方箋管理サービスから処方箋の電子ファイルを取
取得出来なかった場合
紙処方箋を発行後、FAXにて紙処方箋と疑義照会票を送信する。(原本は後日郵送する。)
尚、FAX送信時には個人情報には十分配慮すること。

* 疑義照会の方法に関しては疑義照会マニュアルを参照する。

【電子処方箋マニュアルについて】

● 本マニュアルは必要があれば随時改訂を行う

第1版作成 2024年3月25日